

商品名等 (電気用品名等)	通信線を複合したケーブル
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 特定の製品の電源電線として使用されるもので、特定電気用品の「ケーブル」に、電気用品安全法上非対象の通信線を複合したものである。 線心の公称断面積は2.2mm²以下、絶縁体はビニル混合物、線心数は7本以下で、通信線を除く線心、外装等は「ケーブル」の技術基準に適合しているものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠</p> <p>○主な使用者、販売先 特定の事業者には販売、一般消費者には販売しない。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品中、電線の「ケーブル」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、「ケーブル」に信号線を附属させて一体化したものであることから、全体を「ケーブル」として取り扱うことが妥当と判断する。 なお、外装を含め、線心と通信線との間の材料・構造等は、「ケーブル」の技術基準を満たす必要がある。</p>	